

藤枝もったいない倶楽部

藤枝もったいない倶楽部 環境活動支援制度 【こどもエコクラブ】



藤枝市では、市民がつくる「環境行動都市・ふじえだ」をめざして“もったいない”都市宣言を行い、「もったいない」をキーワードに、資源循環型社会の形成や地球温暖化防止、環境保全活動参加に取り組むため、『藤枝市もったいない運動』を推進しています。

この制度は、「もったいない運動」を推進していくための環境活動を実施する場合に資金的に支援するものです。

問い合わせ先

藤枝市もったいない運動推進委員会

(事務局：市役所 環境水道部 環境政策課)

〒426-0026 藤枝市岡出山 2-15-25 市役所南館

TEL：054-643-3183

FAX：054-631-9083

E-mail：kankyoseisaku@city.fujieda.shizuoka.jp

1. 支援の対象者

藤枝もったいない倶楽部に登録されている団体

2. この制度を利用できる環境活動

- (1) 地球温暖化の防止につながる活動や学習
 - ①節電や節水に関すること。(緑のカーテン作りなど)
 - ②エネルギーに関すること。(発電体験、太陽熱利用体験など)
- (2) 燃やすごみの減量につながる活動や学習
 - ①3Rに関すること。(マイバッグやマイはし運動、不用品交換会など)
 - ②生ごみ減量に関すること。(食べ残さない運動、コンポストによる堆肥化など)
 - ③資源分別に関すること。(雑紙の分別回収など)
- (3) 自然環境の保全につながる活動や学習
 - ①生き物観察に関すること。(水辺・野原・山林)
 - ②自然体験に関すること。(農業体験、植林活動、天体観察など)
 - ③美化活動に関すること。(花壇づくり、河川のごみ拾い、道路・公園の清掃など)

3. 支援対象となる環境活動

次のすべてにあてはまる活動が対象となります。

ただし、こどもエコクラブ登録団体の活動はその構成員のみが行う環境活動であっても対象とする。また、藤枝市もったいない運動推進委員会が支援不相当と判断したものは対象としません。

- (1) 藤枝市内で実施する活動であること
- (2) 「もったいない都市宣言」の趣旨に合った環境活動であること
- (3) 団体又は特定の個人の利益を目的とした事業ではないこと
- (4) 政治、宗教又は選挙活動を目的とした事業ではないこと
- (5) 支援する環境活動の名称の冠に「藤枝市もったいない運動」を付けること

4. 支援金の金額

こどもエコクラブ登録団体は、同一年度中3万円を限度として支援します。
※ただし、支援金は、藤枝市もったいない運動推進委員会予算の範囲内での支援となります。

5. 支援対象となる経費

支援を受けることができる経費は、支援の対象となる環境活動を実施するために直接必要となる経費に限ります。団体の維持や運営に要する経費（家賃、光熱水費、通常業務の人件費など）は対象にはなりません。

経費項目	支援対象となる経費の例
報償費	講師謝礼（こどもエコクラブの構成員は対象外）
消耗品費	環境学習用材料や活動記録用ノート、資料作成用の紙等文房具の購入。 環境学習用材料と考えられるもの（花や作物の苗や肥料、支柱、ネット、発電体験グッズ、たも、虫かご、水槽、えさ、プランター、作業用手袋など） ※ <u>購入した物品は、登録団体が所有し管理すること。</u>
印刷製本費	環境活動に必要な資料の作成や対外的に活動内容を周知（参加者を募集を含む）するためのポスター・チラシの作成など
保険料	環境活動実施に関する傷害保険に加入する場合にかかる経費
使用料・賃借料	環境活動や環境学習を実施するために必要となる機材の借上 視察や環境活動実施箇所に移動するための公共交通機関運賃、バスの借上料など

※その他、環境活動として対象となるかどうか判断が難しい経費については、推進委員会の意見を聞いた後に決定する。

6. 支援金をもらうための手続き

①環境活動実施前に、藤枝もったいない倶楽部環境活動支援金交付申請書【第1号様式】に必要事項を記入し、次の書類を添えて直接、藤枝市もったいない運動推進委員会事務局に提出してください。

- (1) 事業計画書【第2号様式】
- (2) 収支予算書【第3号様式】

②環境活動実施年度内に、藤枝もったいない倶楽部環境活動完了報告書【第7号様式】に必要事項を記入し、次の書類を添えて直接、藤枝市もったいない運動推進委員会事務局に提出してください。

- (1) 収支決算書【第3号様式】
- (2) 環境活動の経費であることがわかる領収書等の写し
- (3) 環境活動の様子がわかる写真 ※3枚以上

7. 書類の提出先

提出先 藤枝市もったいない運動推進委員会事務局

(藤枝市役所南館3階 環境水道部 環境政策課内)

受付時間 平日の午前8時30分から午後5時まで(土、日、祝日の受付不可)

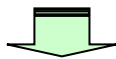
藤枝もったいない倶楽部環境活動支援の事務の流れ

環境活動支援金交付申請書の提出（団体→推進委員会）

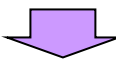


内容が適当であるか確認
※審査結果を団体へ通知

環境活動実施 ※参加人数確定（団体）



環境活動完了報告書の提出（団体→推進委員会）



書類審査
※審査結果を団体へ通知

支援金支払い（推進委員会→団体）

○環境活動実施前に提出する書類

- (1) 藤枝もったいない倶楽部環境活動支援金交付申請書
(第1号様式)
- (2) 事業計画書 (第2号様式)
- (3) 収支予算書 (第3号様式)

○環境活動完了後、年度内に提出する書類

- (1) 藤枝もったいない倶楽部環境活動完了報告書
(第7号様式)
- (2) 収支決算書 (第3号様式)
- (3) 対象活動の経費であることがわかる領収書等の写し
- (4) 環境活動の様子がわかる写真 ※3枚以上

平成29年3月現在